

4) 基準地震動 Ss の策定

① 基準地震動 Ss

(途中 省略)

合同Aサブグループの検討結果に基づき当院は、東京電力が「震源を特定して策定する地震動」を包絡させた設計用応答スペクトルを基準地震動 Ss-1 及び Ss-2 とし、また、また、「震源を特定せず策定する地震動」による設計用応答スペクトルを基準地震動 Ss-3 として設定していることは妥当なものと判断した。

削除: で

削除: した

削除: 確認され

削除: 知見

削除: 知見

削除: は

削除: が

削除: された

その後、合同ワーキンググループにおいて、津波堆積物の調査結果を踏まえた 869 年貞觀の地震に関する文献⁽¹⁴⁾を考慮した検討をすべきとの意見があったため、当該文献において提案された津波シミュレーションに基づく波源モデルを震源断層と仮定した上で、耐専式により地震動評価を実施し、基準地震動 Ss に及ぼす影響を検討した。その検討結果に基づき当院は、869 年貞觀の地震の津波評価における波源モデルを震源断層と仮定した地震動評価結果が、プレート間地震を考慮して策定された基準地震動 Ss-1 の設計用応答スペクトルを全周期帯において下回り、周期ごとの最大振幅値の比率として 1/2 程度以下であることを確認した。なお、現在、研究機関等により 869 年貞觀の地震に係る津波堆積物や津波の波源等に関する調査研究が行われていることを踏まえ、当院は、今後、事業者が津波評価及び地震動評価の観点から、適宜、当該調査研究の成果に応じた適切な対応を取るべきと考える。